

奈良教育大学同窓会会則

第1章 名称及び目的

第1条 本会は奈良教育大学同窓会といい、事務局を奈良教育大学内におく。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、教育ならびに社会の進展に寄与することを目的とする。

第2章 会員

第3条 本会は、国立大学法人 奈良教育大学とその前身校の卒業・修了者ならびにそれに準じる者を会員とする。

第3章 事業と組織

第4条 本会は、その目的を遂行するため次の事業を行う。

1. ○会員の親睦 ○学事の奨励 ○機関誌の発行 ○その他本会の目的達成に必要な事業
2. 上記の事業を行うために必要な委員会を置く。

第4章 役員

第5条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 会計 2名（事務局長を含む） 4. 理事 若干名 5. 評議員 若干名 6. 各委員会委員長 若干名 7. 監事 2名

第6条 役員を選出は、次の方法による。

1. 会長、副会長及び会計は、理事会・評議員会の推薦者について、総会で承認する。
2. 理事は、評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
3. 評議員は、各支会で選出し、会長が委嘱する
4. 監事は、評議員会で推薦し、会長が委嘱する。ただし、他の役員を兼ねることはできない。

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会の会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をつとめる。
3. 会計は、本会の会計事務にあたる。
4. 理事は、評議員を兼ねるとともに、会務を分掌する。
5. 評議員は、本会の重要事項を審議する。
6. 監事は、本会の会計を監査する。

第8条 役員の仕事は、毎年4月1日から3月31日までの1年とし、再選をさまたげない。ただし、補欠選任の場合は、前任者の残任期間とする。なお、後任の選出をみるまでは、前任者がその任にあたる。

第9条 会長は、会務の処理上必要に応じ、臨時または常設の委員を委嘱することができる。

第5章 顧問

第10条 顧問は、評議員会の推薦に基づき、総会で推戴する。

第11条 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第6章 会議

第12条 総会は毎年5月に行い、役員、会務報告、決算及び予算の承認等を行う。ただし必要に応じ臨時に開催することがある。

第13条 評議員会は、正副会長、会計及び評議員をもって構成し、本会の決算、予算及び総会提出の原案、その他重要事項を審議する。

第14条 理事会は、正副会長、会計及び理事をもって構成し、評議員会提出議案について審議するとともに、進んで本会の運営について企画するため、必要に応じ臨時に開催することができる。

第15条 会議はすべて会長が招集する。ただし、理事・評議員及び過半数による要請があれば、会長はそれぞれの会議を招集しなければならない。

第7章 経費

第16条 本会の経費は、会費ならびに寄付金をもってあてる。

1. 会費は、通常会費及び入会金とする。
2. 通常会費は、年額1口1,000円で2口以上とする。
3. 必要ある場合は、臨時会費を徴収することができる。
4. 入会金は2,000円とし、入会時に徴収する。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする

第18条 本会会計の決算は、監査を受け、理事会・評議員会に報告しなければならない。

第8章 付則

第19条 本会には、支会を置く。

第20条 本会則は、総会出席者の過半数の同意があれば、変更することができる。

第21条 この会則は、昭和29年3月14日から実施する。

付則（昭和38年5月3日）

この会則は、昭和38年4月1日から実施する。

付則（昭和41年5月3日）

この会則は、昭和41年4月1日から実施する。

付則（昭和42年5月3日）

この会則は、昭和42年4月1日から実施する。

付則（昭和48年5月3日）

この会則は、昭和48年4月1日から実施する。

付則（昭和56年5月3日）

この会則は、昭和56年4月1日から実施する。

付則（昭和58年5月3日）

この会則は、昭和58年4月1日から実施する。

付則（平成2年5月3日）

この会則は、平成2年4月1日から実施する。

付則（平成10年5月17日）

この会則は、平成10年4月1日から実施する。

付則（平成12年5月21日）

この会則は、平成12年4月1日から実施する。

付則（平成23年5月15日）

この会則は、平成23年4月1日から実施する。

付則（平成24年5月20日）

この会則は、平成24年4月1日から実施する。